

山剣連第 85 号

令和7年8月25日

各地区剣道連盟会長 様

(一財) 山口県剣道連盟

会長 堤 慶 一

[公印省略]

全剣連後援 秋季剣道指導者講習会(審判法)の開催について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和7年度本県剣道連盟事業計画に基づき、標記講習会を別添「剣道指導者講習会(審判法)実施要項」のとおり開催します。

この講習会の受講は、称号審査の要件、公認審判員の資格保有条件、段級位審査員の選考基準等に大きく関わるほか、剣道指導を行われる方にとって意義ある講習会になりますので、各地区剣道連盟におかれましては、会員への受講勧奨を賜りますようお願い申し上げます。

剣道指導者講習会(審判法)実施要項

1 開催日時

令和7年10月19日(日)

○ 受付：8時30分～9時15分

○ 開講式：9時30分

2 開催場所

維新百年記念公園 維新大晃アリーナ「レクチャールーム」

〒753-0815 山口県山口市維新公園4丁目1-1 ☎083-922-3712

3 主 催

一般財団法人 山口県剣道連盟

4 後 援

公益財団法人 全日本剣道連盟

5 講 師

○ 県外講師

範士八段 香田 郡秀 先生(茨城県)

範士八段 山神 眞一 先生(香川県)

○ 県内講師

教士八段 稲田 豊 先生

教士八段 藤井 良一 先生

6 受講対象者

地区剣道連盟会員で六段以上の者

7 講習内容

別紙1「講習会日程表」のとおり

※ 講習内容は、講師の都合により変更することがあります。

8 受講料

3,000円

9 受講申込み

- (1) 受講希望者は、地区剣道連盟事務担当者に「受講料」(3,000円)を添えて受講の申込みをしてください。

また、資料(図書)の斡旋をいたしますので、希望者は申し込みをしてください。

- (2) 各地区剣道連盟事務担当者は、受講者を取りまとめ、

10月8日(水)

までに、別紙2「剣道指導者講習会申込書」及び「受講料」を県剣道連盟事務局に送付（FAX、メール可）してください。

※ 期限を厳守してください。

なお、受講料等は、郵便振替で送金してください。

口座番号 01550-3-3820

加入者名 (一財) 山口県剣道連盟

10 受講時の服装

剣道試合・審判細則第23条に規定されている服装

※ 紺色上衣、灰色ズボン、白色ワイシャツ、えんじ色ネクタイ、紺色靴下

11 携行品

- 「剣道講習会資料」(H29.4.1 全剣連発行)
- 「剣道試合・審判規則 剣道試合・審判細則」(H31.4.1 全剣連発行)
- 「剣道試合・審判・運営要領の手引き」(R6.9.1 全剣連発行)
- 審判旗
- 剣道具、剣道着、袴 (※ 稽古に参加される方のみ)
- 筆記具

11 安全対策

(1) 感染症対策

- ① 面を着装する場合は、面マスク（口・鼻を覆うもの）又はマウスシールドを着用すること。
- ② 面を着装しない場合は、個人の判断とします。
- ③ 発熱等の体調異常がある場合や感染症に罹患した虞のある場合などは参加の見合わせをお願いします。

(2) 一般的安全対策

- ① 受講者は、各自十分健康管理に留意してください。
- ② 講習会中に傷害等が発生した場合は、主催者において応急措置を講じ、病院等で治療を受けられるように手配をいたしますが、この場合の治療費は個人負担とします。
- ③ なお、主催者は参加者に対し傷害保険に加入（会場への往復途上は含まない。）する。

※ 入院：日額5,000円 通院：日額3,000円

- (3) 参加者は健康保険証を持参のこと。

12 個人情報保護法の対応

申込書に記載される個人情報は、山口県剣道連盟が実施する本講習会の運営のためだけに利用する。

13 ビデオ撮影等について

県剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事（以下「大会等」という。）における写真・動画の撮影及び音声の録音（以下「ビデオ撮影等」という。）並びに撮影した映像及び録音した音声（以下「撮影映像等」という。）の取り扱いについては次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

- (1) 会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、県剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。
- (2) 会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないようにすること。
- (3) 会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償に関わらずこれを不特定多数の者に配付したり、またはインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散したりしないこと。ただし、県剣連から許諾を受けて行う場合はこの限りではない。

14 その他

講習会修了者には、受講証明書を発行し、山口県剣道連盟講習会受講者名簿に登録する。

※ 受講証明書を持っている方は、必ず持参してください。